

- ・「他会計（勘定）からの受入」には、財源の一部に充てるための徴収勘定及び一般勘定からの受入額を計上している。
- ・「徴収勘定より受入」には、主に労災保険の保険料収入を計上している。
- ・「一般会計より受入」には、労災保険法第 32 条の規定に基づき労災保険事業費の一部についての国庫補助金を受け入れた額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受入れた財産と譲渡した財産との差額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、5 年に一度行われる国有財産の価格改定による評価差額を計上している。

< 区分別収支計算書 >

- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、返納金、雑入、労働福祉事業団資産承継収入等を計上している。
- ・「徴収勘定からの受入」には、主に労災保険に係る保険料収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、労災保険法第 32 条の規定に基づき労災保険事業費の一部についての国庫補助金を受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額（未経過保険料受入、支払備金受入、前年度繰越資金受入）を計上している。
- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、労災保険適用による保険給付の額を計上している。
- ・「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「分担金」には、国際社会保障協会への分担金を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人産業安全研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「徴収勘定への繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の業務支出」には、旅費、諸謝金、学災就学等援助費、賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・「施設整備支出」には、土地、立木竹、建物、工作物等の国有財産取得に係る資本的支出を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、庁舎等の土地計上に繋がる支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の計上に繋がる支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物計上に繋がる支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、未完成施設に係る当期の支出額を計上している。

- ・「資金への繰入」には、決算上の剰余金から将来財源確保のための積立金繰入額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、決算上の剰余金（翌年度へ繰越額、未経過保険料、支払備金）を計上している。
- ・「資金本年度末残高」は、積立金の現在額であり、財政融資資金預託金として運用している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金と積立金の額を計上している。

(6) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」についての内容
 - ア. 「一般会計からの受入」

労働者災害補償保険法第32条による一般会計から労災勘定への受入
 - イ. 「一般会計への繰入」
 - i) 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律第1条による労災勘定から一般会計への繰入
 - ii) 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による労災勘定から一般会計への繰入
 - ウ. 「徴収勘定からの繰入」

労働保険特別会計法第7条第1項による徴収勘定から労災勘定への繰入
 - エ. 「徴収勘定への繰入」

労働保険特別会計法第8条による労災勘定から徴収勘定への繰入
- ② 業務費用計算書の「徴収勘定へ繰入」の一部には、徴収勘定を経由して事業主に返還される保険料返還金相当額が計上されている。
- ③ 資産負債差額計算書の「Ⅲ財源」中の「徴収勘定からの受入」には、徴収勘定を経由して繰り入れられる保険料収入等を計上している。
- ④ 単位未満の計数の切り捨て

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は合致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示する。